

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜)045-682-5315

(大阪)06-6260-1031

(名古屋)052-221-7221

カナダ向け e Manifest ペナルティ導入開始について

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、2021年1月4日より、カナダ向け eManifest が本格導入され、カナダ向けの BL を発行する全ての NVOCC・フォワーダーは、自社 BL の情報(e Manifest)を CBSA に事前申告することが必須となっておりますが、2022年2月1日 現地入港分以降は未申告や不備があった場合にペナルティが科せられる可能性がありますのでお知らせ致します。

詳しくは、下記 URL (CBSA のホームページ) をご参照いただけますようお願い致します。

<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn21-15-eng.html>

なお、船会社および Master consolidator による代行送信は不可となっております。

自社でカナダ向けの BL を発行される NVOCC・フォワーダーのお客様には、確実に情報送信のご手配をいただけますようお願い申し上げます。また、弊社にて eManifest 送信の場合には、必ず実荷主・荷受人様を弊社発行 HBL 上の Shipper / Consignee 欄にご記載いただけますようお願い致します。

敬具

ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

セイノーロジックス (株) カスタマーサービス部

横浜：045-682-5315 大阪：06-6260-1031 名古屋：052-221-7221